

川崎市の官民連携の推進に係るWEBサイト構築等業務委託 仕様書

1 目的

本市は、令和6年7月1日に迎えた市制100周年という歴史的な節目以降も、「あたらしい川崎」を生み出していくため、「100周年記念事業を契機として生まれた多彩な事業」や、「自らまちに関わり、まちを盛り上げる市民・企業・団体等とのつながり」、「川崎を知って、関わって、好きになり、向上したシビックプライド」をレガシーとして取組を推進し、さまざまな人たちが川崎に「愛着」と「誇り」を持ち、つながりあいながら未来にチャレンジするまちを目指す。

本業務は、川崎市市制100周年記念事業を契機として生まれた多彩な事業や自らまちに関わり、まちを盛り上げる市民・企業・団体等とのつながりを活かしながら、官民連携により社会課題の解決や豊かな市民生活の実現、地域経済の活性化や新たな価値の創出を図り、「あたらしい川崎」を生み出していく取組を推進することを目的とした、「Colors, Future! Actions推進部会（以下「CFA部会」という。）」及び民間提案制度に関するWEBサイトの構築、及びそのロゴマーク制作の業務を委託するものである。

2 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内

4 委託業務の内容

本委託による成果を「Colors, Future! Actions推進ビジョン（令和7年8月策定）」に基づく官民連携の推進につなげていくため、下記(1) (2)を進めるにあたっては、川崎市と協議の上、現在の川崎市の官民連携の取組状況を踏まえながら、令和8年度以降の川崎市の官民連携の取組の更なる推進につながるものとする。

(1) WEBサイトの制作業務

WEBサイトの構築に必要なソフトウェアの調達及びシステムの設計、開発、試験、開設（令和8年4月中を目途）前の準備を行う。なお、川崎市ホームページ作成ガイドライン及び川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書に準拠した内容とし、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、川崎市情報セキュリティ基準に準じて、必要な対策を講じること。

ア システム要件

- (ア) 発注者が指定するドメインを利用すること（ドメインに関する詳細は契約後に発注者が共有する。現在、川崎市市制100周年記念事業公式WEBサイトで利用している<https://kawasakicity100.jp/>を継承する予定である。）。
- (イ) 契約期間の間、同ドメインについて、発注者の指定する川崎市公式ホームページへリダイレクトするよう設定すること
- (ウ) ホスティングサービスやレンタルサーバー等を用いて稼働させるものとし、受託者が調達する。
- (エ) CMSを基盤として構築し、CMSは市販のソフトウェア、独自に開発されたもの（オープンソースCMSのカスタマイズ等を含む）のいずれかを使用可能とする。地方公共団体のサイト構築に使用実績があるものとし、セキュリティ、操作性、保守性を十分有すること。
- (オ) システム構築及び運営時において必要な情報セキュリティ対策を迅速に講じること。
- (カ) 日本国内で通常利用されているブラウザ及びOS等で支障なく利用、閲覧できる

こと。また、iOS、Android を搭載したスマートフォン、iPad 等からのアクセスに配慮すること。

- (キ) ホームページへの誘導を強化するため、HTML タグの最適化や適切なタグの設定など、一般的な検索エンジン（Google, Yahoo!）の検索結果で上位に表示されるようにSEO 対策を十分に講じること。
- (ク) 各種情報の追加・更新に係る作業は、各ページについて、事前に発注者の確認をとったうえで、受託者が行うものとするが、発注者の事務パソコンからもインターネットブラウザを経由してweb 上で処理できるようにすることとする。
- (ケ) 本システムは、24時間365日稼働するものとする。ただし、メンテナンスによる計画停止及び障害対応を除く。

イ 機能要件

- (ア) 更新作業については、受託者だけでなく、発注者が作業を行うことを想定し、専門知識を要さず、容易に実施できるものとなるよう、必要な機能を実装すること。
- (イ) アクセス解析ツールを用いて、アクセス数に関する情報を収集するとともに、集計値を発注者が確認できるようにすること。
- (ウ) 多言語化・ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- (エ) 既に官民連携専用のWEBサイトを開設している他都市事例等を参考に、トップページのデザイン、搭載するコンテンツ、ページ構成、機能について提案を行うこと。
- (オ) 発注者側がコンテンツ作成・更新を行うことを想定し、専門知識が無い者でも操作が可能となるようCMSの実装を行うこと。

ウ コンテンツ要件

以下のページコンテンツの制作を行う。また必要に応じて、下記に記載にないページについて提案を行うこと。

- (ア) トップページ
- (イ) トピックスページ（イベント情報や注目のプロジェクト情報など）
- (ウ) 川崎市の官民連携の概要・全体像（CFA部会及び民間提案制度）を紹介するページ
- (エ) CFA部会の各プロジェクトや取組・募集中のプロジェクトを紹介するページ
- (オ) 川崎市の民間提案制度の提案募集方式（テーマ型）及び自由提案方式（フリー型）の提案方法をわかりやすく伝えるページ
- (カ) 提案募集方式（テーマ型）に係るテーマを見やすくまとめたページ
- (キ) 過去成立した案件・終了したプロジェクトを紹介するページ
- (ク) お問い合わせページ

エ セキュリティ要件

- (ア) 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに本市へ報告すること。
- (イ) 本システムへの不正アクセス、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に抑えるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (ウ) 受託者は、本業務の履行に当たり、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、川崎市情報 セキュリティ基準に準じた対策を取ること。
- (エ) その他、本システムにおいて必要と考えられる対策を講じること。

オ 引継ぎ要件

- (ア) 受託者は、履行期間満了後、次期受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行出来るよう確実に引継を行うこと。

(2) ロゴマークの制作業務

ア ロゴマークの制作

- (ア) ロゴタイプ（日本語表記のみ）によるロゴマーク 1 点を作成すること。
- (イ) 企画制作において、CFA部会に係る「Colors, Future! Actions推進ビジョン」の理念を尊重すること
- (ウ) ポスターやWEBサイト等で使用することを想定し、幅広い媒体に適用可能なものとする。
- (エ) デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権・商標・その他権利を侵害しないこと。
- (オ) 受託者は、初期提案として異なるデザイン案を複数案提出し、川崎市と協議のうえ採用案を決定するものとする。採用案決定後、必要に応じた修正を加えた最終版を作成し納品すること。

イ ロゴマーク使用ガイドラインの制作

ロゴマーク使用にあたり、以下の内容を含むガイドラインを作成すること。

- (ア) ロゴマークに係るコンセプト説明
- (イ) 表示色（カラー・モノクロ・WEB表示）の指定
- (ウ) 余白（アイソレーションエリア）の設定
- (エ) 最小使用サイズの設定
- (オ) 禁止事項の例示
- (カ) その他必要なこと

ウ 商標登録支援

- (ア) 弁理士を通じた事前の商標調査を行うこと。
- (イ) ロゴマークの作成に伴う商標登録業務を行うこと。

エ 成果物の納品

- (ア) 以下の形式でそれぞれ納品すること。
 - AI形式データ
 - PDF形式データ
 - JPG形式データ
- (イ) ガイドラインは電子データ（Word形式）で提出すること。

5 委託業務の実施体制

本業務が円滑かつ確実に実施できる体制を構築し、統括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にした実施体制図を作成し、契約日から15日以内に発注者に提出すること。また実施体制図に変更があった場合は、速やかに変更後の実施体制図を発注者に提出すること。

6 業務上の注意事項

- (1) 受託者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分に擦り合わせた上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (3) 受託者が業務の一部を再委託する場合には、発注者からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (4) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費等の必要な費用について受託者の負担とする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な市政を保つことを心掛けるものとする。

- (6) 本業務により得られた成果、資料、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (7) 受託者は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- (8) 成果物納入後に発生した受託者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者負担とする。
- (9) 発注者は、受託者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部または一部を返還させることができるものとする。

7 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属する。本業務のために収集した資料等はすべて発注者に供与し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。
- (2) 受託者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。
- (3) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議の上、解釈を定めるものとする。ただし、協議が定まらない場合は発注者の解釈とする。
- (2) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、発注者と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。